

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	長 寿 社 会 課
・介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	〃
・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止の届出	〃
・介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止の届出	〃
・介護保険法に基づく介護療養型医療施設の指定の辞退	〃
・令和2年度定期種畜検査の結果	畜 産 課
・保安林の指定の解除	林 政 課
・県が発注する森林整備作業の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格の審査の申請の時期及び方法等	森 林 整 備 室
・一般競争入札の参加者の資格等	県 央 振 興 局
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・希少野生動植物種保存地域の指定の案	自 然 環 境 課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）	漁 業 振 興 課
・土地改良区の定款変更の認可	農 村 整 備 課
・令和3年経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公示	監 理 課
・一般競争入札の実施	県 央 振 興 局
・一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
◎ 選挙管理委員会告示	
・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	選挙管理委員会書記室
◎ 人事委員会規則	
○職員の給料等の支給に関する規則及び一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
○会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	〃
◎ 対馬海区漁業調整委員会指示	
・漁業法の規定による遊漁のまき餌釣りの制限	対馬海区漁業調整委員会
・漁業法の規定によるあみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止	〃
◎ 正 誤	
・令和2年11月17日付け長崎県公報第10971号中	収用委員会事務局

告 示

長崎県告示第790号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者として指定した。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地			指定年月日	サービスの 種類
4271103279	デイサービス おもやい	長崎県西彼杵 郡長与町高田 郷1006-189	株式会社 お もやい	代表取締役	井上 亮	令和2年8月1日	通所介護
4270403621	特別養護老人 ホーム 諫早 ニュータウン	長崎県諫早市 白岩町2番7	社会福祉法人 寿光会	理事長	出口 喜男	令和2年8月15日	短期入所生活 介護
4270502125	デイサービス きらり	長崎県大村市 上諏訪町1259 番地15	合同会社 V i r i e	代表社員	山下 紀子	令和2年9月1日	通所介護
4270501242	ツクイ大村	大村市協和町 704-3	株式会社ツク イ	代表取締役	高橋 靖宏	令和2年10月1日	通所介護
4261290045	訪問看護・リ ハビリステー ション つつ じ	長崎県東彼杵 郡波佐見町岳 辺 田 郷354-3 光風館 I-1	株式会社 Rely	代表取締役	濱田 光範	令和2年10月1日	訪問看護
4270301312	株式会社 訪 問看護ステー ションこころ	長崎県島原市 湊新地町429番 地溝田ハイッ 101号室	株式会社 訪 問看護ステー ションこころ	代表取締役	荒木 喜久美	令和2年10月1日	訪問看護
4270403647	短期入所生活 介護 なかや まの里	長崎県諫早市 福田町37番地 2	社会福祉法人 福翠会	理事長	石丸 翠	令和2年10月1日	短期入所生活 介護
4270502141	レッツ倶楽部 大村	長崎県大村市 杭出津二丁目 54番地1	株式会社なる みライフサー ビス	代表取締役	服部 良成	令和2年11月1日	通所介護
4271501480	介護老人保健 施設 さざ・ 煌きの里	長崎県北松浦 郡佐々町八口 免805-2	社会福祉法人 佐世保白寿会	理事長	富永 雅也	令和2年11月1日	訪問リハビリ テーション

長崎県告示第791号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項第1号の規定により、次の事業者を指定介護予防サービス

事業者として指定した。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地			指定年月日	サービスの種類
4261290045	訪問看護・リハビリステーション つつじ	長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷354-3 光風館 I-1	株式会社 Rely	代表取締役	濱田 光範	令和2年10月1日	介護予防訪問看護
4270403621	特別養護老人ホーム 諫早ニュータウン	長崎県諫早市白岩町2番7	社会福祉法人 寿光会	理事長	出口 喜男	令和2年8月15日	介護予防短期入所生活介護
4270301312	株式会社 訪問看護ステーションこころ	長崎県島原市湊新地町429番地 溝田ハイツ 101号室	株式会社 訪問看護ステーションこころ	代表取締役	荒木 喜久美	令和2年10月1日	介護予防訪問看護
4270403647	短期入所生活介護 なかやまの里	長崎県諫早市福田町37番地 2	社会福祉法人 福翠会	理事長	石丸 翠	令和2年10月1日	介護予防短期入所生活介護
4271501480	介護老人保健施設 さざ・煌きの里	長崎県北松浦郡佐々町八口 免805-2	社会福祉法人 佐世保白寿会	理事長	富永 雅也	令和2年11月1日	介護予防訪問リハビリテーション

長崎県告示第792号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次の事業者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地			届出受理年月日	サービスの種類
4260390044	訪問看護ステーションこころ	長崎県島原市湊新地町429番地 溝田ハイツ 101号室	医療法人社団 幸寿会	理事長 川口 哲	長崎県島原市蛭子町2丁目 934-1	令和2年9月30日	訪問看護
4261290045	訪問看護・リハビリステーション つつじ	長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷354-3 光風館 I-1	株式会社 Rely	代表取締役 濱田 光範	長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷354-3	令和2年10月18日	訪問看護
4270500632	ホームヘルパー派遣センターバイサイド大村	長崎県大村市西部町264番地 1	社会福祉法人 瑞鳳会	理事長 北村尚壽	長崎県大村市西部町264番地 1	令和2年11月20日	訪問介護

4270800586	ショートステイ海光園	長崎県松浦市星鹿町北久保免682番地	社会福祉法人和光福祉会	理事長 大内 康史	長崎県松浦市志佐町浦免1331番地	令和2年10月31日	短期入所生活介護
4271103139	デイサービスおもやい	長崎県西彼杵郡長与町高田郷1006番地189	合同会社おもやい	代表社員 井上 亮	長崎県西彼杵郡長与町高田郷1006-189	令和2年7月31日	通所介護
4272100027	杵岐市社協郷ノ浦訪問入浴介護事業所	長崎県杵岐市郷ノ浦町坪触3099番地	社会福祉法人杵岐市社会福祉協議会	会長 末永 榮幸	長崎県杵岐市芦辺町諸吉大石触179番地2	令和2年8月31日	訪問入浴介護

長崎県告示第793号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次の事業者から指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地			届出受理年月日	サービスの種類
4260390044	訪問看護ステーション こころ	長崎県島原市湊新地町429番地溝田ハイツ101号室	医療法人社団 幸寿会	理事長 川口 哲	長崎県島原市蛭子町2丁目934-1	令和2年9月30日	介護予防訪問看護
4261290045	訪問看護・リハビリステーション つつじ	長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷354-3光風館I-1	株式会社 Rely	代表取締役 濱田 光範	長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷354-3	令和2年10月18日	介護予防訪問看護
4270800586	ショートステイ海光園	長崎県松浦市星鹿町北久保免682番地	社会福祉法人和光福祉会	理事長 大内 康史	長崎県松浦市志佐町浦免1331番地	令和2年10月31日	介護予防短期入所生活介護
4272100027	杵岐市社協郷ノ浦訪問入浴介護事業所	長崎県杵岐市郷ノ浦町坪触3099番地	社会福祉法人杵岐市社会福祉協議会	会長 末永 榮幸	長崎県杵岐市芦辺町諸吉大石触179番地2	令和2年8月31日	介護予防訪問入浴介護

長崎県告示第794号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条第1項の規定により、次の開設者から介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地		辞退者の名称及び所在地			辞退年月日	サービスの 種類
4210820629	武部病院	長崎県松浦市 今福町北免 2091番地1	医療法人 陽 迎堂	理事長 武部 勝海	長崎県松浦市 今福町北免 2091番地1	令和2年8月31日	介護療養型医 療施設
4218124370	国民健康保険 直営松浦市立 鷹島診療所	長崎県松浦市 鷹島町神崎免 352番地1	松浦市	松浦市長 友田 吉泰	長崎県松浦市 志佐町里免365 番地	令和2年11月1日	介護療養型医 療施設

長崎県告示第795号

令和2年度定期種畜検査の結果について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

種畜証明書番号	検査月日	名 号	品 種	検査成績	飼養者住所	飼養者氏名
21242010001	9月1日	里広	対州馬種	1級	対馬市	対州馬保存会
21342010001	9月1日	奏	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
21742010001	9月1日	勇氣	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
21742010002	9月1日	里輝	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
21742010003	9月1日	高輝	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
21942010001	9月1日	翔馬	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
10245079861	8月31日	金太郎3	黒毛和種	特級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
10241728114	8月31日	花勝国	黒毛和種	特級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
10843051108	8月31日	勝乃幸	黒毛和種	特級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11337858975	8月31日	百合幸	黒毛和種	特級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11337875385	8月31日	弁慶3	黒毛和種	特級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11382082745	8月31日	隼勝忠	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

11343439939	8月31日	久忠晴	黒毛和種	特級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11346296577	8月31日	美津洋	黒毛和種	特級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11471967588	8月31日	晴之国	黒毛和種	特級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11477014392	8月31日	忠敬35の8	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11478253127	8月31日	晴太郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11363759642	8月31日	晴久	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11500817815	8月31日	真乃介	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11359396882	8月31日	百合金	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11528806532	8月31日	勝乃晴	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11533113281	8月31日	美津友	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11390599778	8月31日	百合英	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11390594681	8月31日	幸男	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11415855278	8月31日	勝乃平	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576930579	8月31日	山若葉	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576920525	8月31日	正太	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576920785	8月31日	英太郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11366492591	8月31日	金星3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11360766131	8月31日	勝太郎3	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11366490498	8月31日	勝星	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11367730074	8月31日	美津朱里	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

11376369982	8月31日	愛晴	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11360252238	10月22日	久紀福	黒毛和種	2級	西海市	御厨隆紀

長崎県告示第796号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷字五斗ヶ浦75の144（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第797号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、県が発注する森林整備作業（1の森林整備作業をいう。）の契約に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等について次のとおり定める。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 森林整備作業
森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業のうち、植栽、間伐等の森林の育成に関する工事（作業道等の関連する工事を含む。）及び環境保全林緊急整備事業実施基準第3条第2項に定める森林整備の森林整備工事並びに県営林作業委託実施要領及び県営林間伐素材生産販売事業委託要領に定める県営林作業をいう。なお、従事職員とは、技術職員と技術職員を除いたその他職員を合わせた者をいう。
- 2 競争入札参加資格
競争入札に参加することのできる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 森林整備工事にあつては次のア、イのいずれかに該当する者であること。
県営林作業にあつては次のウ、エのいずれにも該当する者であること。
ア 令第167条の4の規定により競争入札に参加することのできない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による長崎県知事の認定を受けた者
イ 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（昭和53年12月8日長崎県告示第975号）第1の2の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札の参加資格（土木工事一式又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。）を有し、長崎県内に本社又は本店を有する者
ウ 令第167条の4の規定により競争入札に参加することのできない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）以外の者で、法第5条第1項の規定による認定を受けた者
エ 21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官依命通達）第2の1の(1)の規定により認定された森林整備合理化計画の施業受託者である者。
 - (2) 事業主、若しくは常時雇用している者が、次のいずれかの資格名称に該当する者であること。
ア 林業普及指導員又は林業改良指導員
森林法第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成16

年法律第20号)による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。)

イ 技術士(森林部門)

技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(森林部門)の2次試験に合格した者

ウ 林業作業士、現場管理責任者又は統括現場管理責任者

法第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターから、林業作業士、現場管理責任者又は統括現場管理責任者の認定を受けた者

エ 林業技士

一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

オ 林業に関する学科修了者

学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校において林業に関する学科を修めて卒業した後、植栽、間伐等の森林の育成に係る業務について、1年に60日以上かつ5年以上(同法による高等専門学校又は大学を卒業した者にあつては、1年に60日以上かつ3年以上)の実務経験を有する者

カ 実務経験10年以上の者

森林整備作業に係る業務について、1年に60日以上かつ10年以上の実務経験を有する者

キ 林業就業参入研修修了者

建設業の土木工事一式若しくは造園工事に関する監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等を有し、かつ林業労働力確保支援センターが開催する林業就業参入研修を修了した者

- (3) 森林整備作業の経験を有する従事職員を常時3人以上雇用しており、かつ当該職員のうち2人以上が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第8号又は第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(郵送先)〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課又は森林整備室

- (2) 申請の時期は、令和3年1月4日から令和3年2月26日までとする。

申請期日以降についても申請は可能であり、その際の期日は令和4年9月30日までとする。

- (3) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

ア 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては誓約書(様式第2号)

イ 法第5条第1項の認定を受けた者にあつては、改善計画認定通知書の写し、建設工事等競争入札参加資格を有する者にあつては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し、森林整備合理化計画の施業受託者にあつては、森林整備合理化計画認定通知書の写し

ウ 2の(2)及び(3)に掲げる要件に該当する者であることを証する書類(様式第3号、様式第8号その他証明書の写し等)

エ 納税証明書(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により税の徴収を猶予されている場合においては、納税証明書に替えて徴収猶予許可通知書の写しを添付すること。)

オ 印鑑証明書

カ アからオまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類(添付の様式を参考に作成するものとする。)

4 資格審査及び資格の有効期間

- (1) 申請のあった資格要件を審査し、認定要件に該当する者は資格者名簿に登録し、申請者に通知する。

- (2) 競争入札参加資格の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

ただし、申請期日以降の申請に係るものは、資格認定の日から令和5年3月31日までとする。

様式第1号

※受付番号		※登録番号	
-------	--	-------	--

※受 付

競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

長崎県知事 様

郵便番号
 申請者 住 所
 ふりがな
 商号又は名称
 ふりがな
 代表者氏名
 電話番号
 F A X 番号

印

長崎県が発注する森林整備作業に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添え申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 申請資格審査 申請する審査に○を記入

森林整備工事	
県営林作業	

2. 申請従事職員

名 称 等	人 数
従 事 職 員 の 数 (A)	人
(A) の うち 技 術 職 員 の 数	資 格 等 の 名 称
	人
(A) の うち 安 全 衛 生 教 育 を 受 け た 者 の 数	人

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 森林整備工事、県営林作業の両方の審査を申請する場合、両方に○をすること。
両審査で添付資料が重複する場合の提出は1部で良い
- 3 「(A)のうち技術職員の数」欄は、同一人が二つ以上の資格等を有する場合には、そのうち主な1つの資格等（林業技士、実務経験等）により記入すること。
- 4 「(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数」欄は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る）を受けた者の数を記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号

誓 約 書

令和 年 月 日

長崎県知事

様

郵便番号
申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号

実 務 経 験 証 明 書

長崎県が発注する森林整備作業に係る競争入札に参加する者に必要な実務経験については、次のとおり事実と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話・FAX番号

ふりがな 氏 名	証明者と被証明者との関係		
生年月日	年 月 日 (歳)		
連絡先	(〒 -) 住所 : 電話番号(自宅 :)		
資格	年 月 卒業 (学校名 : 学科 :)		
実 務 経 験	期 間	勤 務 先 及 び 職 名	実 務 経 験 の 内 容
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月		
	合 計	年 月	

- 注 1. 証明者は、会社もしくは森林組合等としてください。
 2. 本書は、資格者の「林業に関する学科修了者」及び「10年以上の実務経験者」について技術職員毎に別葉で記入する。
 3. 資格欄は、林業に関する学科修了者の場合に卒業年と学校名、学科を記入する。
 4. 実務経験欄は、森林整備作業に係る実務経験年数を記入のこと。
 5. 実務経験の内容は（記入例：治山事業・造林事業など）を記入する。
 6. 実務経験の「期間」欄には、実際にその業務に従事した期間を記入する。
 （1年に60日以上かつ10年以上（林業に関する学科修了者においては、要件を満たす経験年数以上）の経験があることを確認できるように記載すること。）
 7. 林業に関する学科修了者の場合は、卒業証明書を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(様式第4号)

白色申告者（個人事業者）に係る財務関係明細書（個人用）

貸借対照表

令和2年12月31日現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
流動資産		流動負債	
現金		支払手形	
当座預金		買掛金	
定期預金		短期借入金	
その他の預金		未払金	
受取手形		前払金	
売掛金		預り金	
有価証券		その他流動負債	
棚卸資産			
前払金		固定負債	
貸付金		長期借入金	
その他の流動資産		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物・建物附属設備			
機械装置・車両運搬具		引当金	
工具・器具・備品		貸倒引当金	
その他有形固定資産		その他	
無形固定資産			
電話加入権			
その他無形固定資産		事業主借	
		元入金	
繰延資産		所得金額（損益計算書の(ス)）	
繰延費用			
事業主貸			
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損益計算書

(令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで)

単位：円

経常損益	
(ア) 売上金額（雑収入含む）	
(イ) 売上原価（差引原価）	
(ウ) 差引金額（売上総損益）〔(ア) - (イ)〕	
(エ) 経費	
(オ) 差引金額〔(ウ) - (エ)〕	
各種引当金・準備金等	
(カ) 繰戻額等〔(キ) + (ク)〕	
内訳 (キ) 貸倒引当金	
(ク) その他	
(ケ) 繰入額等〔(コ) + (カ) + (シ)〕	
内訳 (コ) 貸倒引当金	
(カ) 専従者給与	
(シ) その他	
(ス) 所得金額 〔(オ) + (ケ) - (ケ)〕	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号

使 用 印 鑑 届

(本社等が長崎県と取引する場合に使用する印鑑)

社 印	代表者印

上記の印鑑は、入札及び見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届け出ます。

令和 年 月 日

郵便番号
(本社) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印
(印鑑証明書印を押印)

注 本社・本店（申請者）が、印鑑証明されたもの以外の印鑑を使用される場合に押印してください。
ただし、印影の変形しやすいものは除きます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第6号

経 営 事 項

本社又は本店名

1. 経営状況（財務諸表等と整合させて記入してください。）

(1) 自己資本の額

区 分	直前決算期	剰余（欠損）金処分
払 込 資 本 金	千円①	—
準 備 金	千円②	千円④
積 立 金	千円③	千円⑤
繰越金（繰越欠損）	—	千円⑥
合 計	（ ①+②+③+④+⑤+⑥ ）	千円

(2) 売上高

直前第2年度分(A)	直前第1年度分(B)	年間平均額
		(A+B)/2
千円	千円	千円

(3) 経営比率

流動資産の額(A)	流動負債の額(B)	流動比率
		A/B×100
千円	千円	%

2. 森林整備作業実績（過去2年間）

年 度	面 積	請負金額	備 考
過去2年度目	ha	千円	平成30年度
過去1年度目	ha	千円	令和元年度

注 1 様式第7号「森林整備作業実績一覧」から転記してください。

2 実績がない場合は、「0」と記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第7号

森 林 整 備 作 業 実 績 一 覧

本社又は本店名

年 度	発注機関	元請・下請 区 分	作業名	作業場所	面積	作業内容	請負金額	契約 年月日
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
計								

- 注 1 申請日の属する年度の前2年度分（平成30年度、令和元年度）の森林整備作業に関する実績を年度別に記入する。
- 2 発注機関は、国、県、市町、公社、個人等を記入する。（下請を含む）
- 3 下請にあっては、「発注機関」欄に元請負者名を記載するとともに県等の発注機関名を、()で記入する。
- 4 欄が不足するときは、別葉とする。
- 5 実績がない場合は、「作業名」欄に「なし」と記入する。
- 6 面積は、ha止め、請負金額は、千円止めとし、端数は、いずれも切り捨てる。
- 7 作業内容は、森林整備に関する内容を記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第8号

従 事 職 員 名 簿

本社又は本店名

区分	氏名	年齢	技術職員 (申請要領2の(2)関係)							従事職員 作業経験 (申請要 領2(3)) 森林整備 作業従事 経験年数	労安法に 基づく 安全衛 生教育 (伐木等 の業務特 別教育修 了者) >	
			① 林業普及 指導員等	② 技術士 (森林部 門)	③ 林業 作業士等	④ 林業技士	⑤ 最終学歴	⑥ 卒業 年度	⑦ 実務経験 年数			⑧ 林業就業 参入研修
技術 職員												
小計												
作業 職員												
小計												
計												

- 注 1 技術職員は、申請要領 2の(2)に掲げる者をいい、作業職員の欄に重複しては記載しない。
 2 技術職員欄は該当する項目に○印を記入する。2つ以上の資格を有するときは、そのうち主な1つの資格欄に記入する。
 3 ⑤、⑥に該当する技術職員は、森林整備従事経験年数欄にその実務経験年数を記入する。
 4 作業職員は、従事職員のうち技術職員以外の者をいい、技術職員の欄に重複しては記載しない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

長崎県告示第798号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告示する。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 3都流維第1-1号
- (2) 業務名 大村湾南部浄化センター維持管理業務委託
- (3) 履行場所 長崎県諫早市貝津町1410番地ほか

2 競争入札参加資格等

政令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等については次のとおりとする。

(1) 単体業者及び共同企業体の各構成員に共通する要件

- ア 政令第167条の4の規定に該当しない者
- イ 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ウ 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。
- エ 申請書の提出期限の日から落札決定までの間において、指名停止又は指名除外の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ 申請書の提出期限の日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- カ 他の入札参加希望者（共同企業体の場合は、その各構成員）と一定の系列関係（資本的関係、人的関係等をいう。）がない者であること。
- キ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けている者であること又は同規程以上の維持管理能力を有すると認められる者であること。

(2) 単体業者及び共同企業体の各構成員の個別の要件

要件	単体業者	共同企業体	
		代表構成員	その他の構成員
①同種同規模業務の実績に関する要件	標準活性汚泥法による施設処理能力（今回実績対象となる下水道終末処理場維持管理業務の仕様書等に明記された施設処理能力をいう。以下同じ。）が26,000立方メートル以上の下水道終末処理場において、地方公共団体又は地方公共団体が出資し、又は出えんしている団体（日本国外の場合は同種の公的機関をいう。）から、平成17年度以降に3年以上継続して（同一処理場であることを要しない。）水処理施設及び汚泥処理施設を併せた下水道終末処理場の維持管理業務（運転操作、監視及び保守点検をいう。）を元請として受託し、その履行実績を有すること。	標準活性汚泥法による施設処理能力（今回実績対象となる下水道終末処理場維持管理業務の仕様書等に明記された施設処理能力をいう。以下同じ。）が26,000立方メートル以上の下水道終末処理場において、地方公共団体又は地方公共団体が出資し、又は出えんしている団体（日本国外の場合は同種の公的機関をいう。）から、平成17年度以降に3年以上継続して（同一処理場であることを要しない。）水処理施設及び汚泥処理施設を併せた下水道終末処理場の維持管理業務（運転操作、監視及び保守点検をいう。）を元請として受託し、その履行実績を有すること。	設定なし

<p>②配置予定技術者等に 関する要件</p>	<p>次に掲げる配置予定技術者を履行場所に専任で配置できること。 1) 次に示す要件を全て満たす総括責任者（以下「総括」という。）1名 a 競争入札参加資格審査申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 b 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する政令で定める資格を有すること。 c 施設処理能力が26,000立方メートル以上の下水道終末処理場の維持管理業務（運転操作、監視及び保守点検をいう。）に係る実務経験（以下「実務経験」という。）を3年以上有すること。 d 下水道終末処理場の維持管理業務における総括として1年以上又は副総括責任者（総括を補佐する立場を含む。以下「副総括」という。）として2年以上の実務経験を有すること。 2) 次に示す要件を全て満たす副総括1名以上 a 競争入札参加資格審査申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 b 下水道法第22条第2項に規定する政令で定める資格を有すること。 c 実務経験を3年以上有すること。</p>	<p>次に掲げる配置予定技術者を履行場所に専任で配置できること。 1) 次に示す要件を全て満たす総括責任者（以下「総括」という。）1名 a 競争入札参加資格審査申請者である共同企業体の代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 b 下水道法第22条第2項に規定する政令で定める資格を有すること。 c 施設処理能力が26,000立方メートル以上の下水道終末処理場の維持管理業務（運転操作、監視及び保守点検をいう。）に係る実務経験（以下「実務経験」という。）を3年以上有すること。 d 下水道終末処理場の維持管理業務における総括として1年以上又は副総括責任者（総括を補佐する立場を含む。以下「副総括」という。）として2年以上の実務経験を有すること。 2) 次に示す要件を全て満たす副総括1名以上 a 競争入札参加資格審査申請者である共同企業体の代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 b 下水道法第22条第2項に規定する政令で定める資格を有すること。 c 実務経験を3年以上有すること。</p>	<p>設定なし</p>
-----------------------------	--	---	-------------

(3) 共同企業体の場合の要件

- ア 3者以内の構成員により任意に結成され、協定が締結されていること。
- イ 出資比率の最小限度基準は、2者構成の場合は30パーセント以上、3者構成の場合は20パーセント以上であること。
- ウ 共同企業体の代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。
- エ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加しないこと。

(4) 競争入札参加者の審査

- ア 競争入札参加者の資格は、政令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、イに掲げる事項について審査し、決定する。
- イ 審査事項
 - a 年間売上高
 - b 営業年数
 - c 従業員数
 - d 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - e 2の(1)、(2)及び(3)の要件

(5) 資格審査申請の時期

この告示の日から令和3年1月22日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(6) 資格審査申請の方法

ア 申請書の入手方法

申請書は、この告示の日からエに掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

イ 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、エに掲げる提出場所に提出すること。郵送（書留郵便により受領期限内必着のこと）も可。

a 法人にあつては登記簿謄本

b 個人にあつては次の(a)及び(b)

(a)本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書

(b)指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

c 県税に関し未納がないことを証する証明書

d 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

e 印鑑届（様式第2号）

f 口座振替申込書（様式第3号）

g 2の(1)及び(2)の資格を満たすことを証する書類

h 共同企業体にあつては、その要件を満たすことを証する書類

i その他競争入札参加資格条件を満たすことを証する書類

ウ 申請書等の作成に用いる言語

a 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

b 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

エ 申請書の提出場所及び提出方法

a 申請書類の提出については、(5)に示す期日までに以下の場所に持参により2部（正本1部及び写し1部）を提出すること。

長崎県県央振興局管理部総務課経理班

〒854-0071 諫早市永昌東町25番8号

電話 0957-22-0010

F A X 0957-23-6035

b 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(7) 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

(8) 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和6年3月31日までとする。

(9) 資格申請事項の変更

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

a 商号又は名称

b 所在地

c 代表者

d 資本金（法人の場合）

e 使用印鑑

f 委任事項

g 金融機関取引口座

h 電話番号

- (10) 資格の取消し等
- a 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)アからキまでのいずれかに抵触するに至った場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間は競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(1)アに該当するに至った場合も同様とする。
 - b 資格取消しの通知
競争入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 3 競争入札参加条件
- (1) 2の競争入札参加資格等を有していること。
 - (2) 当該業務を契約に基づき確実かつ直ちに履行できる者であること。
 - (3) 当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- 4 その他
- (1) 本告示に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の定めるところによる。
 - (2) 本告示の内容は、長崎県入札・調達情報のウェブサイトに掲載する。
長崎県入札・調達情報のウェブサイトアドレス
<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/index.html>

長崎県告示第799号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 調達する物品の種類
調達する物品の種類は、次のとおりとする。
2 入札第170号 サージカルマスク 3,000,000枚
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
この告示の日から令和2年1月6日までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
 - (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届(様式第2号)

キ 口座振替申込書(様式第3号)

ク 取扱品目明細書(様式第4号)

ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)

サ 指名停止の報告に係る誓約書(様式第10号)

シ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第11号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(3)から(5)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

希少野生動植物種保存地域の指定の案（公告）

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号。以下「条例」という。）第51条第1項の規定に基づく希少野生動植物種保存地域の指定を行うため、同条第2項において準用する条例第44条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、条例第51条第2項において準用する条例第44条第3項の規定に基づき、当該希少野生動植物種保存地域に係る住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、長崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

〔希少野生動植物種保存地域〕

1 希少野生動植物種保存地域の位置及び名称並びに希少野生動植物種保存地域に含まれる土地の区域

名称（種名 [科名]）	希少野生動植物種保存地域の指定区域
<植物>	
ウチョウラン [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
サギソウ [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
オオミズトンボ [ラン科]	対馬市
<魚類>	
イトモロコ [コイ科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
アブラボテ [コイ科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
<貝類>	

アズキカワザンショウ [カワザンショウガイ科]	島原市、諫早市、雲仙市、南島原市（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
ウミマイマイ [フタマイマイ科]	島原市、諫早市、雲仙市、南島原市（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）

2 縦覧期間

公告の日から起算して14日を経過する日までの間（但し、最終日は令和3年1月4日とする。）

3 希少野生動植物種保存地域の指定の案の縦覧場所

長崎県県民生活環境部自然環境課

同 長崎振興局管理部総務課

同 県央振興局管理部総務課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課

同 壱岐振興局管理部総務課

同 対馬振興局管理部総務課

長崎市環境部環境政策課

佐世保市環境部環境政策課

島原市市民部環境課

諫早市市民生活環境部環境政策課

大村市市民環境部環境保全課

平戸市市民生活部市民課

松浦市市民生活課

対馬市観光交流商工部文化交流・自然共生課

壱岐市企画振興部観光課

五島市市民生活部生活環境課

西海市市民環境部環境政策課

雲仙市環境水道部環境政策課

南島原市市民生活部環境課

長与町住民福祉部住民環境課

時津町建設部産業振興課

東彼杵町町民課

川棚町住民福祉課

波佐見町住民福祉課

小値賀町産業振興課

佐々町保険環境課

新上五島町住民生活課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県五島市岐宿町岐宿1003番地3

阿比留 健時

長崎県五島市岐宿町岐宿2202番地3

阿比留 末利

(2) 加入区

岐宿町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

五島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県五島市福江町1190番地9

五島漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市美津島町芦浦247番地

小島 修三

長崎県対馬市美津島町賀谷165番地4

長郷 康伸

(2) 加入区

美津島町東海加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

美津島町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市美津島町久須保711番地10

美津島町漁業協同組合

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月6日総会議決）を認可した。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名

宮長土地改良区

認可年月日

令和2年12月9日

令和3年経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公示（公告）

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定に基づき、令和3年に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等に関し、必要な事項を次のように定めた。

なお、法第27条の24第1項に規定する経営状況分析については、規則第19条の2第1項の規定により、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が公示する申請の時期及び方法等に従い行うこととする。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

1 申請及び請求の時期及び方法

(1) 申請及び請求の時期

長崎県土木部監理課長が、次のア及びイの方法により指定する日時

ア 令和2年に経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求をした者で、審査基準日が令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間にある者

あらかじめ通知した日時に従い申請及び請求を行うこと。都合により指定日以外の日を希望する場合は、事前に長崎県土木部監理課あて電話にて連絡し、新たに指定を受けること。

イ ア以外の者

長崎県土木部監理課あて電話にて連絡し、日時等の指定を受けること。

(2) 申請及び請求の方法

郵送による申請及び請求の受付は行わないので、2の申請及び請求書類により長崎県土木部監理課長が指定した場所に持参すること。

2 申請及び請求書類

(1) 申請書及び請求書並びに添付書類

次の書類とする。ただし、国土交通大臣許可業者については、規則第19条の6第1項及び規則第21条の2第1項の規定により国土交通大臣が行う公示に提出することとして示された書類とする。

ア 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書

イ 法第27条の25の規定による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求を行う場合に限る。）

ウ その他長崎県土木部監理課発行の申請要領において提出を求める書類

(2) 提示書類（国土交通大臣許可業者を除く。）

長崎県土木部監理課発行の申請要領において提示を求める書類

(3) 申請書用紙等の取扱先

申請書及び請求書並びに添付書類の取扱先は、次のとおりとする。

長崎県土木部監理課 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話 095-894-3015

一般社団法人 長崎県建設業協会

長崎支部 〒850-0874 長崎市魚の町3-33 電話 095-826-2291

北部支部 〒859-4824 平戸市田平町小手田免1077-1 電話 0950-57-0008

諫早支部 〒854-0006 諫早市天満町37-16 電話 0957-22-1282

大村支部 〒856-0814 大村市松並1-116-12 電話 0957-53-2196

島原支部 〒855-0056 島原市浦ノ川町1900-1 電話 0957-62-2087

対馬支部 〒817-0012 対馬市厳原町日吉318-1 電話 0920-52-0374

壱岐支部 〒811-5136 壱岐市郷ノ浦町片原触5-1 電話 0920-47-0405

五島支部 〒853-0032 五島市大荒町343 電話 0959-72-2606

上五島建設工業協同組合

〒857-4404 南松浦郡新上五島町青方郷2338-3 電話 0959-52-2465

3 経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料

(1) 手数料

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）及び長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）で定める額

(2) 納付方法

長崎県知事許可業者は、長崎県収入証紙を審査手数料証紙貼付書に貼り付けること。

国土交通大臣許可業者は、収入印紙を審査手数料印紙貼付書に貼り付けること。

4 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知等

経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書は、申請者又は請求者あて郵送する。

5 再審査について

法第27条の28に規定する再審査について、申立てに当たり提出が必要な書類は次のとおりとする。

(1) 規則第20条第1項に係る再審査の場合（国土交通大臣許可業者を除く。） 次の書類

ア 当該経営規模等評価結果通知書（写）及び総合評定値通知書（写）

- イ 経営規模等評価再審査申立書
- ウ 2に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類
- (2) 規則第20条第2項に係る再審査の場合 次の書類
 - ア 当該経営規模等評価結果通知書(写)
 - イ 経営規模等評価再審査申立書
- 6 この公示に関する問合せ先
長崎県土木部監理課建設業指導班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話 095-894-3015

一般競争入札の実施(公告)

業務の委託について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号。以下「規則」という。)第93条及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例規則」という。)第6条の規定に基づき一般競争入札の実施について次のとおり公告する。

令和2年12月18日

長崎県県央振興局長 山下 三郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 3都流維第1-1号
- (2) 業務名 大村湾南部浄化センター維持管理業務委託
- (3) 履行場所 長崎県諫早市貝津町1410番地ほか
- (4) 履行期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 業務内容 入札説明書による。
- (6) 最低制限価格 設定しない。

2 入札の方法等

(1) 競争入札参加資格

令和2年12月18日付けで告示した大村湾南部浄化センター維持管理業務委託に関する競争入札の参加者の資格等に基づく入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると確認された者であること。

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回を限度とする。なお、入札不調の場合においては、随意契約による契約を締結する場合がある。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(5) 電送による入札は認めない。

(6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(7) 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則(昭和49年長崎県規則第30号)に定める様式を準用すること。

3 当該入札・契約に関する事務を担当する部局の名称等

長崎県県央振興局管理部総務課経理班

〒854-0071 諫早市永昌東町25番8号

電話 0957-22-0010

F A X 0957-23-6035

4 当該入札説明書の内容等、業務に関する事務を担当する部局の名称等

長崎県県央振興局建設部道路第二課

〒854-0071 諫早市永昌東町25番8号

電話 0957-22-0010

F A X 0957-22-6856

5 契約条項等

- (1) 契約条項は、入札説明資料に含まれる。
- (2) 入札説明会は、実施しない。
- (3) 現有施設に係る施設機能報告書、完成図書類の閲覧を希望する者は、事前の申請により閲覧が可能である。

閲覧の事前申請場所 4に示す部局

閲覧の事前申請期間 この公告の日から令和3年1月22日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (4) 現有施設に係る現場見学を希望する者は、事前の申請により見学が可能である。

見学の事前申請場所 4に示す部局

見学の事前申請期間 この公告の日から令和3年1月22日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (5) (3)による閲覧及び(4)による現場見学は、4に示す部局への事前の申請により、当該部局から指定された日時に可能である。

6 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和3年1月22日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 3に示す部局とする。

7 入札説明書に関する質問

- (1) 期間 この公告の翌日から令和3年1月21日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 3に示す部局とする。

8 入札説明書に関する質問への回答

- (1) 期限 令和3年1月25日までに回答する。

- (2) 方法 長崎県入札・調達情報のウェブサイトには回答書を掲載する。

長崎県入札・調達情報のウェブサイトアドレス

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-choatatsujoho/gyomuitaku/index.html>

9 入札書の提出場所及び受領期限等

- (1) 提出場所 3に示す部局とする。

- (2) 受領期限 令和3年2月1日 午後5時

- (3) 提出方法 直接又は郵便（書留郵便により受領期限内必着のこと。）で行う。

10 開札の場所及び日時等

- (1) 場所 長崎県諫早市永昌東町25番8号 長崎県県央振興局4階入札室

- (2) 日時 令和3年2月2日 午前10時00分開始

- (3) 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3に示す部局に確認すること。

11 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

㍑ 3,000万円以上

㍑ 3,000万円未満1,000万円以上

㍑ 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える契約締結の証明を必要とする。）

- (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は契約金額に応じて次の区分で提出すること。

㍑ 3,000万円以上

㍒ 3,000万円未満1,000万円以上

㍓ 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える契約の履行完了の証明を必要とする。）

13 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者のした入札であるとき。

(8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人で有る場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合も含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

(1) 規則第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 落札決定の取消

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかになった場合、若しくは長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかになった場合、落札決定を取り消すこととする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、規則及び特例規則の定めるところによる。

(3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、同協定附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(4) 調達手続の停止

この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(5) その他詳細は入札説明書による。

(6) 本公告の内容は、長崎県入札・調達情報のウェブサイトに掲載する。

長崎県入札・調達情報のウェブサイトアドレス

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/index.html>

18 Summary

(1) Nature and Quantity of the services required : The maintenance and management of the regional sewerage system at Omurawan-nanbu Purification Center.

(2) Disbursing official : Saburo Yamashita, Director of Ken-ou Development Bureau

(3) Deadline for tenders : 5 : 00 p.m. on February 1,2021 (Tenders by post must arrive by the deadline)

(4) Contact point for the notice : General Affairs Section, Management Division, Ken-ou Development Bureau, 25-8 Eishohigashi-Machi, Isahaya City, Nagasaki Prefecture, 854-0071, JAPAN

Tel:0957-22-0010 Fax:0957-23-6035

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年12月18日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

2 入札第170号 サージカルマスク 3,000,000枚

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年3月26日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和3年1月6日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年1月26日 17時00分

8 応札品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年1月15日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和3年1月27日 10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和3年1月26日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 応札品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Surgical mask, 3 million pieces
- (2) Delivery period:
March 26, 2021
- (3) Delivery place:
Seihi Public Health Center Nagasaki Prefecture

- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. January 26, 2021
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. January 27, 2021
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和2年12月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

1	50分の1の数	22,521 人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	240,754 人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数	
	長崎市	117,089 人
	佐世保市・北松浦郡	73,272 人
	島原市	12,457 人
	諫早市	37,680 人
	大村市	26,145 人
	平戸市	8,688 人
	松浦市	6,259 人
	対馬市	8,503 人
	壱岐市	7,315 人
	五島市	10,518 人
	西海市	7,722 人
	雲仙市	12,017 人
	南島原市	12,761 人
	西彼杵郡	19,319 人
	東彼杵郡	10,134 人
	南松浦郡	5,470 人

人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則及び一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月18日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第12号

職員の給料等の支給に関する規則及び一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和33年長崎県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第1(第6条関係) 給料の調整額の適用区分表			別表第1(第6条関係) 給料の調整額の適用区分表		
勤務箇所	職名	調整数	勤務箇所	職名	調整数
略			略		
こども・ 女性・障 害者支援 センター	児童福祉司が行う業務に従事する ことを常例とする職員	<u>2</u>	こども・ 女性・障 害者支援 センター	児童福祉司が行う業務に従事する ことを常例とする職員	<u>1.5</u>
略			略		

(一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和39年長崎県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(社会福祉業務手当)	(社会福祉業務手当)
第9条 略	第9条 略
2及び3 略	2及び3 略
<u>4 条例第11条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、長崎こども・女性・障害者支援センターこども・女性支援部(相談支援一課、相談支援二課及び保護判定課に限る。)、佐世保こども・女性・障害者支援センターこども・女性支援課(要保護女子に関する相談、調査及び指導の業務に従事する保健師を除く。)</u> 又はこども保護判定課に勤務する保健師とする。	
<u>5 略</u>	<u>4 略</u>

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の職員の給料等の支給に関する規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給料等の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給料は、改正後の職員の給料等の支給に関する規則の規定による給料の内払とみなす。

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月18日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第13号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和元年長崎県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第13条 条例第15条に規定する月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、条例第3条第1項及び第4条から第6条までの規定によりそれぞれ算出された報酬の額の合計額を第10条第1号の規定により端数処理を行って得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員に定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの(人事委員会規則において、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日を定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該パートタイム会計年度任用職員に定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数に7時間45分を乗じて得た数に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号)第8条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じたものを減じたもの)で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下この条において同じ。)とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第13条 条例第15条に規定する月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、条例第3条第1項及び第4条から第6条までの規定によりそれぞれ算出された報酬の額の合計額を第10条第1号の規定により端数処理を行って得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員に定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの(人事委員会規則において、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日を定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該パートタイム会計年度任用職員に定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数に7時間45分を乗じて得た数に18を乗じたものを減じたもの)で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下この条において同じ。)とする。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

対馬海区漁業調整委員会指示

令和2年対馬海区漁業調整委員会指示第2号

対馬海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、この指示は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年12月18日

対馬海区漁業調整委員会
会長 部原 政夫

- 1 まき餌の使用量の制限
遊漁者が使用できるまき餌の量は、1人1日、8キログラム以内とする。
- 2 釣獲量の制限
遊漁者がまき餌釣りによって釣獲できる重量は、1回の釣行における実釣日数にかかわらず1人1釣行、10キログラム以内とする。
- 3 時期及び時間の制限
遊漁者は、12月1日から翌年の3月31日までの期間、午後9時から翌日の午前6時までにはまき餌を使用する釣りを行ってはならない。
- 4 遊漁船業者の周知
遊漁船業者は、当該遊漁船を利用する遊漁者に対して、1、2及び3の規定を書面により周知しなければならない。
- 5 指示期間

指示期間は、施行日から1年間とする。

令和2年対馬海区漁業調整委員会指示第3号

あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年12月18日

対馬海区漁業調整委員会
会 長 部原 政夫

1 あみ等のまき餌釣りに係る遊漁案内行為の禁止等

対馬海区における共同漁業権の区域において、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌釣遊漁案内行為」という。）を令和3年3月1日から令和4年2月28日まで禁止する。ただし、対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上の支障がないとして承認した船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合は、この限りでない。

2 承認申請者

前項ただし書に規定する承認（以下「承認」という。）申請は、まき餌釣遊漁案内行為のために使用される船舶を使用する遊漁船業者が行うものとし、船舶ごとに別記1に定めるまき餌釣遊漁案内行為承認事務取扱要領に基づき、委員会の承認を受けなければならない。

3 承認の対象となる船舶

- (1) 第1号に規定する海域におけるまき餌釣遊漁案内行為に関し、対馬海区に共同漁業権を有する全漁業協同組合と対馬地区漁場利用協定（以下「漁場利用協定」という。）を締結した団体の構成員が使用する船舶
- (2) 前項の漁場利用協定と同等の内容のまき餌釣遊漁案内行為の規制を遵守する旨、委員会に対し誓約した者の使用する船舶

4 承認証の交付

委員会は、承認をしたときは、別記2に定めるまき餌釣遊漁案内行為承認証（以下「承認証」という。）を承認申請者に交付する。

5 承認証の備付義務

承認を受けた者は、承認船舶を使用して対馬海区における共同漁業権の区域において、まき餌釣遊漁案内行為を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。

6 遵守事項

承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませてはならない。
- (2) まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしてはならない。
- (3) まぐろ養殖漁場付近でサーチライトを使用してはならない。ただし、人命救助等緊急を要する場合を除く。この場合、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行うこと。

7 承認の取消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があったときは、承認を取り消すことができる。

8 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。

9 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年2月28日までとする。

別記1

まき餌釣遊漁案内行為承認事務取扱要領

令和2年対馬海区漁業調整委員会指示第3号に基づく、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌釣遊漁案内行為」という。）の承認に関する事務の取扱等を以下のとおり定める。

第1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認等の事務処理は、対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長の専決事項として処理し、会長は直近の委員会に結果を報告するものとする。

第2 承認の申請

まき餌釣遊漁案内行為の承認の申請をしようとする者は、まき餌釣遊漁案内行為承認申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、対馬海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

なお、対馬海区における共同漁業権の区域におけるまき餌釣遊漁案内行為に関し、対馬海区に共同漁業権を有する全漁業協同組合との対馬地区漁場利用協定を締結した団体の構成員が使用する船舶については、当該団体の長が、様式第3号により申請ができる。

第3 承認をしない者

前項の規定にかかわらず委員会により承認を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者は承認をしない。

第4 承認申請の提出期限

(1) 承認を受けようとする者は、原則として令和3年2月15日までに、必要な書類を委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

(2) (1)の提出期限までに、やむを得ない事情により提出ができなかった者は、当該行為の開始前15日前までに提出を行うものとする。

第5 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、まき餌釣遊漁案内行為承認証（以下「承認証」という。）を亡失、又はき損したときは、まき餌釣遊漁案内行為承認証再交付申請書（様式第4号）を速やかに事務局に提出しなければならない。

第6 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、返納届（様式第5号）により速やかに事務局に返納しなければならない。

第7 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、漁業法第120条第11項の規定に基づく長崎県知事の命令に違反した場合は、当該承認を取り消す。

別記2

対海委第 号	
まき餌釣遊漁案内行為承認証	
住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
1 まき餌釣遊漁案内行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 まき餌釣遊漁案内行為の区域	対馬海区の共同漁業権の区域
3 遊漁船業者登録番号	
4 使用する船舶	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号又は船舶検査済票の番号	
(3) 総トン数	
5 遵守しなければならない事項	
(1) 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませてはならない。	
(2) まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしてはならない。	
(3) まぐろ養殖漁場付近でサーチライトを使用してはならない。ただし、人命救助等緊急を要する場合を除く。この場合、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行うこと。	
(4) まき餌釣遊漁案内行為を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかななければならない。	
上記のとおり承認する。	
年 月 日	
対馬海区漁業調整委員会 会 長	

様式第1号

まき餌釣遊漁案内行為承認申請書	
年 月 日	
対馬海区漁業調整委員会会長 様	
申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印	
下記により、まき餌釣遊漁案内行為に係る対馬海区漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
記	
1 まき餌釣遊漁案内行為の期間	
2 遊漁船業者登録番号	
3 使用する船舶	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号又は船舶検査済票の番号	
(3) 総トン数	
4 添付書類	
・誓約書（様式第2号）	
備考：用紙は、日本工業規格A4とする。	

様式第2号

誓 約 書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

対馬海区における共同漁業権の区域において、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為を行うにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませません。
- 2 まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしません。
- 3 まぐろ養殖漁場付近で、人命救助等緊急を要する場合を除き、サーチライトを使用しません。なお、緊急で使用する場合は、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行います。
- 4 当該遊漁船を利用する遊漁者に対して、次の(1)～(3)に記載する対馬海区漁業調整委員会指示事項を必ず周知します。
 - (1) 遊漁者が使用できるまき餌の量は、1人1日、8キログラム以内とする。
 - (2) 遊漁者があみ等のまき餌釣りによって釣獲できる重量は、1回の釣行における実釣日数にかかわらず1人1釣行、10キログラム以内とする。
 - (3) 遊漁者は、12月1日から翌年3月31日までの期間、午後9時から翌日の午前6時まではあみ等のまき餌を使用する釣りを行ってはならない。
- 5 共同漁業権を有する地元漁業協同組合とのトラブル防止に努めます。

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第3号

まき餌釣遊漁案内行為承認申請書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 団体名（名称及び代表者の氏名）

印

下記の会員について、まき餌釣遊漁案内行為に係る対馬海区漁業調整委員会の承認を受けたいので、申請します。

記

まき餌釣遊漁案内行為の期間	遊漁船業者登録番号	住所	氏名	船名	漁船登録番号又は船舶検査済票の番号	総トン数

備考：氏名を記入する場合、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第4号

まき餌釣遊漁案内行為承認証再交付申請書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記により、まき餌釣遊漁案内行為承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第5号

返 納 届

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記により、まき餌釣遊漁案内行為承認証を返納します。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日 年 月 日
- 3 返納の理由

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

正 誤

令和2年11月17日付け長崎県公報第10971号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1825	22	交付	公布

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト